

寝屋川市住宅・建築物耐震診断補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 寝屋川市住宅・建築物耐震診断補助金（以下「補助金」という。）の交付については、寝屋川市補助金等交付規則（平成12年寝屋川市規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 寝屋川市の区域内に存する建築物（国又は地方公共団体が所有する建築物を除く。以下「民間建築物」という。）の耐震診断を行う当該民間建築物の所有者に対し、補助金を交付することにより、民間建築物の安全性の向上を推進し、もって地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 耐震診断技術者が、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第4条第2項第3号の規定により定められた技術上の指針に基づき建築物の耐震性について判定することをいう。
- (2) 耐震診断技術者 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれに定める者（建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の登録を受けている建築士事務所又は建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に規定する建設業者に所属する者に限る。)をいう。

ア 木造の建築物 次のいずれかに該当する者

- (イ) 公益社団法人大阪府建築士会が平成24年度以後に主催する「既存木造住宅の耐震診断・改修講習会」を受講し、かつ、受講修了者名簿に登録されている者
- (ロ) 建築士法に規定する一級建築士、二級建築士又は木造建築士であって、一般財団法人日本建築防災協会が平成24年度以後に主催する「木造住宅の耐震診断及び補強方法」に関する講習会の受講を修了した者

㊦ その他市長が ㊧)及び ㊨)同等以上の技術を有すると認める者

イ 鉄筋コンクリート造、鉄骨造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造（以下「非木造」という。）又は木造と非木造とを併用する構造（以下「混構造」という。）の建築物 建築士法に規定する一級建築士又は二級建築士であって、同法第22条第2項の規定により都道府県知事が指定する耐震診断に関する講習を受け、かつ、受講修了者名簿に登録された者

(3) 協力機関 一般財団法人大阪建築防災センター、一般社団法人大阪建築士事務所協会その他の団体で、補助制度活用を促進し、耐震診断技術者の紹介を適正に行うことができると認めた者をいう。

(補助事業の内容)

第4条 補助金の交付の対象となる民間建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 昭和56年5月31日以前に、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による建築主事の確認を受けて建築されたものであること。

(2) 前号に掲げるもののほか、法の規定に適合していること。

(3) 次のいずれかに該当すること。

ア 現に居住し、又はこれから居住しようとしている住宅(長屋及び共同住宅を含む。ただし、当該住宅が店舗その他これに類するものの用途を兼ねる場合にあつては、当該用途に該当する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満であるものに限る。以下同じ。)

イ 現に使用している耐震改修促進法第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物

ウ 改正前の耐震改修促進法第6条第3号に規定する特定建築物のうち耐震改修促進法第7条に掲げる建築物を除く建築物

2 前項の規定にかかわらず、市長が耐震診断が必要であると認めたものについては、補助対象建築物とすることがある。

3 補助金は、補助対象建築物の所有者（区分所有に係る建築物にあつては、建築物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第3条に規定する団体。以下「補助対象者」という。）に対し、当該補助対象建築物の耐震診断に係る

経費に充てるため、予算の範囲内で交付する。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分の建築物に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特定既存耐震不適格建築物(住宅を除く。)及び第4条第3号ウに掲げる建築物 耐震診断に要する費用(改修費、修繕費を除く。以下同じ。)の2分の1に相当する額。ただし、耐震診断に要する費用の算定については、面積が1,000平方メートル以内の部分は1平方メートル当たり2,000円、1,000平方メートルを超えて2,000平方メートル以内の部分は1平方メートル当たり1,500円、2,000平方メートルを超える部分は1平方メートル当たり1,000円を限度とする。

(2) 一戸建ての非木造住宅 耐震診断に要する費用と1戸当たり25,000円として算定した額のいずれか低い額。ただし、耐震診断に要する費用の算定については、1平方メートル当たり1,000円を限度とする。

(3) 前号以外の非木造住宅 第1号の規定により算定した耐震診断に要する費用と1戸当たり25,000円として算定した額のいずれか低い額

(4) 木造住宅(混構造の住宅を含む。) 次に掲げる金額のうち、最も低い額
ア 耐震診断に要する費用の10分の9に相当する額

イ 1戸当たり45,000円として算定した額

ウ 耐震診断を行う建築物の面積1平方メートル当たりにつき1,000円を乗じて得た額

2 前項の規定により算定した補助金の額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、当該補助金の額が1,000,000円を超えるときは補助金額は1,000,000円とする。

(提出書類)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)に対して、耐震診断に着手する前に、寝屋川市住宅・建築物耐震診断補助金交付申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて提出するよう求めるものとする。

(1) 補助対象建築物に係る法第6条第4項に規定する確認済証の写し又は確認済証の交付を受けたことを証明することができる書類。ただし、昭和46年

3月31日以前に建築された補助対象建築物にあつては、この限りでない。

- (2) 補助対象建築物の工事完了年月日を証明することができる書類
- (3) 補助対象建築物の登記事項証明書又はそれに相当する書類
- (4) 申請者が法人の場合は、商業登記簿謄本
- (5) 申請者が建物の区分所有等に関する法律第3条に規定する団体である場合にあっては、当該団体の規約及び耐震診断を実施することを決定した決議を証する書面
- (6) 申請者と補助対象建築物の居住者等（前号に規定する場合を除く。）とが異なる場合にあっては、耐震診断の実施に係る当該居住者等の同意書
- (7) 耐震診断に要する費用の見積書又はその写し（一戸建ての非木造住宅及び木造住宅の場合を除く。）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(耐震診断の着手時期等)

第7条 規則第6条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）に対し、当該通知を受けた日から30日以内に、耐震診断に着手するよう求めるものとする。

- 2 耐震診断は、協力機関から紹介を受けた耐震診断技術者又は補助決定者が指名した耐震診断技術者によって行われるものとする。
- 3 補助決定者が第1項に規定する期間内に耐震診断に着手することができないときは、当該補助決定者に対し、速やかに寝屋川市住宅・建築物耐震診断着手延期申出書を提出し、承認を得るよう求めるものとする。
- 4 補助決定者が耐震診断に着手したときは、当該補助決定者に対し、直ちにその旨を寝屋川市住宅・建築物耐震診断着手届により届け出るよう求めるものとする。

(耐震診断の報告)

第8条 耐震診断が終了したときは、補助決定者に対し、寝屋川市住宅・建築物耐震診断報告書に、次の各号に掲げる書類を添えて提出するよう求めるものとする。

- (1) 耐震診断費用明細書又はその写し
- (2) 耐震診断に係る支出を証明する書類又はその写し

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(代理受領に係る申出書の提出)

第9条 補助決定者は、補助決定者から依頼を受けて耐震診断を実施した耐震診断技術者である事業者に補助金を受領させることができる。この場合において、補助決定者は、補助金の代理受領を委任された耐震診断技術者である事業者（以下「代理受領事業者」という。）に委任状を提出し、代理受領事業者が補助金を受領する旨の同意書を受けるものとする。

2 前項の委任をしようとする補助決定者は、第6条に基づく補助金の交付申請を行う際に補助金の代理受領に係る申出を行うとともに、前項に掲げる委任状及び同意書を市長に提出しなければならない。

3 代理受領事業者は、補助金の代理受領に同意したときは、速やかに代理受領に係る誓約書を市長に提出しなければならない。

(補助金の支払方法等)

第10条 補助決定者から前条第2項の規定による代理受領に係る申出書を提出されたときは、市長は、補助決定者が代理受領事業者に支払うべき耐震診断費用のうち、交付が確定された額の補助金を、代理受領事業者に支払うものとする。

2 前項の規定による支払があったときは、補助決定者に補助金の支払があったものとみなす。

(標準処理期間)

第11条 規則第6条第1項に定める補助金の額の決定に係る標準処理期間は、60日とする。

2 規則第13条第1項に定める補助金の額の確定に係る標準処理期間は、14日とする。

(委任等)

第12条 この要綱に定める文書等の様式及びこの要綱の施行について必要な事項は、この要綱を担当する部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の寝屋川市既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後における申請に係る補助金について適用し、同日前における申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の寝屋川市既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱第 5 条の規定は、この要綱の施行の日以後における申請に係る補助金について適用し、同日前における申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 19 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の寝屋川市既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱第 5 条第 3 項第 1 号の規定は、この要綱の施行の日以後における申請に係る補助金について適用し、同日前における申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の寝屋川市住宅・建築物耐震診断補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 26 年 3 月 24 日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。